

○新潟県中東福祉事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和40年3月27日組合条例第11号

改正

昭和61年8月30日組合条例第2号

平成18年1月1日組合条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、職員  
の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年五泉市条例第29号）第2条から  
第5条までの規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年8月30日組合条例第2号）

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則（平成18年1月1日組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。